

令和8年度(令和7年分) 村民税・国民健康保険税・介護保険料に関する申告受付について

お知らせ：令和8年度の申告を下記のとおり受付します。

郵送での申告は<郵送等による申告の受付>をご確認を。

<令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入及び支出経費等が申告対象となります>

申告書を提出しなくてもよい方！

- ① 65歳以上の公的年金収入のみの方(障がい者年金・遺族年金収入のみの方は申告が必要です。)
 - ② 昨年中に給与所得のみの方で、年末調整済みで勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が市町村へ提出されている方
 - ③ 所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ※①②に該当する方でも、源泉徴収票に記載されていない扶養や医療費等の控除を受けようとする場合は申告が必要です。

令和8年度(令和7年分) 申告日程

午前部(8:50~11:30受付) 午後部(12:50~15:00受付)	
出張申告	2月5日(木) 2月6日(金) 2月10日(火)
	南会場(博物館1F研修室) 北会場(名嘉真多目的施設)

- ・出張申告があります。左記日程を参照のこと。
- 出張受付 → 午前部(8:50~11:30受付) 午後部(12:50~15:00受付)
- ・1日の人数制限があります(50名)。定員に達した場合は別日案内。
- ・2月20日(金)、2月27日(金)は夜間受付(17:50~19:30受付)も実施します。
- ・3月8日(日)は休日受付(8:50~11:30受付)を実施します。

役場受付 8:50~11:30受付(夜間実施日除き午前中)		
	受付人数	受付対象地区及び申告会場
1	2月13日(金)	50名 安富祖区・瀬良垣区・太田区
2	2月16日(月)	50名 恩納区
3	2月17日(火)	50名 南恩納区
4	2月18日(水)	50名 谷茶区・富着区
5	2月19日(木)	50名 前兼久区・仲泊区
6	2月20日(金)	50名 山田区・真栄田区
		30名 夜間(全域 17:50~19:30)
7	2月24日(火)	50名 塩屋区・宇加地区
8	2月25日(水)	50名 名嘉真区・喜瀬武原区
9	2月26日(木)	50名 安富祖区・瀬良垣区・太田区
10	2月27日(金)	50名 恩納区
		30名 夜間(全域 17:50~19:30)
11	3月2日(月)	50名 南恩納区
12	3月3日(火)	50名 谷茶区・富着区
13	3月4日(水)	50名 前兼久区・仲泊区
14	3月5日(木)	50名 山田区・真栄田区・塩屋区・宇加地区
15	3月6日(金)	50名 全域
16	3月8日(日)	50名 休日受付(全域・午前中のみ)
17	3月9日(月)	50名
18	3月10日(火)	50名
19	3月11日(水)	50名
20	3月12日(木)	50名
21	3月13日(金)	50名
22	3月16日(月)	50名

役場1階ロビー

村民税・県民税の申告

この申告は、村・県民税や国保税・介護保険料の税額決定や各種行政サービスに必要な所得要件等の確認や各種税証明書の交付にも必要なものです。**申告がなされていない場合、各方面での申請手続きに支障をきたします**ので、期限内に必ず申告をしてください。
※期限内になされない場合は6月8日以降の受付・処理となり、証明発行もその翌日以降になります。

事前のお願い

- ・申告資料の作成は、お一人あたりの受付時間を10分程度とさせていただきますので事前にご自宅で作成して下さい。なお、作成していない場合は、受付が後回しになりますのでご注意ください。
- ・詳細の相談(扶養控除の振り分け等)には応じかねる場合がありますので、事前に家族間で行ってください。

税務署での確定申告

- 土地・建物の売却、株式・FX等の利益及び損失、雑損控除、分離配当、住宅ローン控除を受ける初年度の方、青色申告、消費税の申告がある方は、名護税務署の主催する申告会場で確定申告をしてください。税務署から「確定申告のお知らせ」のハガキが届いた方も税務署にて確定申告を行ってください。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、自宅スマホやパソコンから電子申告が可能です。詳しくは国税庁HPより →



【管轄税務署】名護税務署 TEL:0980-52-2920

【期間・受付時間】国税庁HP等より最新の情報を確認して下さい。

< 郵送等による申告の受付 >

早めの郵送(2月中)にご協力ください。

- 申告書に必要な事項を記載した書類を同封し、切手を貼って役場税務課宛に郵送してください。
- 郵送の場合は、申告書のほか必要書類(控除証明書類等)を同封してください。
- 公民館での預かりは行いません。郵送するか、全域もしくは指定の対象地区の日程に合わせて会場にお越しください。
- ※記載内容や書類に不備等のある場合は、確認の電話やお呼び出し、書類を返送することがあります。
- 農業・漁業・不動産等がある方は収支内訳書が必要となります。(ご自身で作成が難しい方は、税理士への委託や青色申告会に作成指導を受けるなどもご検討ください。)

添付資料は、1月末に届く申告書同封資料をご確認ください。

申告書類の整理や控除申請に必要な証明書等の準備もお早めに！

郵送先	904-0492
切り取ってお使いください。	恩納村字恩納2451番地
	恩納村役場 税務課 御中
	(申告書在中)

※内容が変更となる場合があります。ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

※申告期間は、申告の対応や問い合わせが増えますので事前にお問い合わせください。 税務課 098-966-1206